

# KNC NETWORK NEWS

2017年12月23日・30日合併発行

経営一言:くやしくても、自分のところで争いを終わらせる。それが『ゆるし』です。戦争のない世の中をつくるためには、みんなが『ゆるし』の心を持つ必要があります。

(聖路加国際病院・名誉院長 日野原 重明さん)

-所長コメント:許すことは、認めること。諦めることであり、大きな大きな心を持つことです。-



(有)北野財務システム  
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル707号  
TEL:06-6304-7857・FAX:06-6304-8851  
http://kncc.co.jp

## 気になる記事:地銀、好況でも迫る危機。金融庁、淘汰見据える、全体の6割減益体力低下

地銀への視線が厳しくなっている。地域経済には明るさが出始めているのに、マイナス金利政策に伴い収益は日増しに悪くなっている。もとより人口減で先細りは避けられない。日銀・金融庁も地銀不振で生じるリスクに目を向ける。国債などの資産運用がマイナスになると自己資本を食いつぶし、債務超過に陥る可能性が高まる。日銀はマイナス金利で地銀を苦しめた張本人。

### 《ご挨拶》

平素は私共の業務に格別のご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年も残すところ後わずかとなりました。皆様にご愛読頂いております『KNC=NETAORK ニュース』も、今週号が今年度の最終版となり、新年は、1月13日(土)号より発信を開始させていただきます。

来年もさらに内容の充実に努め、皆様の経営に少しでもお役に立て頂ける情報をお届けしていきたいと考えています。今後とも、引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。

尚、年末年始は、下記の期間を休業とさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

では、皆様どうぞ良いお年をお迎え下さいますようお願い申し上げます。

記

◎年末・年始休業期間

平成29年12月30日(土)より

平成30年1月4日(木)まで

### 年の中途での年末調整 《税務》

従業員が年末を待たずに退職すれば、原則的に年末調整の対象にはなりません。しかし、退職者によっては、年の途中で年末調整を行わなければならないケースがあります。

まずは、その年に死亡したことで退職扱いになった人です。それから、著しい心身の障害が原因で退職し、かつその年での復職も望めない人(退職後に再就職して、給与を受け取る見込みのある人は除く)。さらに、12月に支給されるべき給与を受け取った上で退職した人などです。また、パートタイマーも対象となることがあります。本年中に支払いを受ける給与額が103万円以下の人で、その年に他社から給与をもらう見込みのない人です。

退職者ではないが、海外支店に転勤したことにより年度途中で「非居住者」になった人も年末調整が必要です。ちなみに非居住者とは、日本国内に居住する場所がなくなって1年以上経った人を指します。ですので、年度途中ではなく、その年を通して海外に居住していれば、当然、年末調整の対象外となります。

### 変化対応の準備 《経営》

平成29年も残り少なくなりましたが、来年の干支は「戊戌(つちのえいぬ)」です。明治以来151年目、年々日々、あらゆる現象が一日たりとも休まず、変化を遂げてきました。当然、政治も経済も日々変化かつ循環し、事業者の多くは最も有利な変化対応策を探っておられるのではないのでしょうか。

日本人は古代から変化対応の理法として暦や易占等によって自己の行く末を知ろうとしてきましたが、「正確な情報」は簡単に得られないものです。そこで、景況変化や社会変動、各種災害等に順応するため、事業者としての日頃の心掛けをいくつか例示してみたいと思います。(1)根本的原則として、景況全般や社会経済の環境は、日々変化している事をしっかり認識する事。悪い状態に悲観せず、良い状態に油断しないことです。良悪の同じ状態がずっと続く事は、絶対にありません(2)地震・火事・水害・大事故等のリスク発生を想定し、万が一に備えた計画(BCP=事業継続計画)を用意しておく事です(実地訓練も含めて)。災害は何処で起きても、想定外ではありません(3)景気が良い時ほど、将来に備えて財務面・人材面等の蓄えをする事です。例えば、経営陣に生命保険を掛ける、社員教育・後継者育成に力を注ぐ、過大な借入金・不良資産(土地や投資等)・不良債権の整理等を戦略的に実施する、等です。

### 地震保険料控除、確定申告で見落とし注意 《税務》

地震保険料控除は、確定申告の際に見落としがちな控除の一つです。2006年度の税制改正で損害保険料控除が廃止となり、損害保険にかかる所得控除の対象は、地震保険の加入者のみとなっているからです。

地震保険料控除は、1年間の地震保険料に応じて、一定額が所得税や住民税から差し引かれるものです。ちなみに地震保険とは、地震・噴火・それによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流出による損害を補償します。保険の対象は、家屋と家財です。契約者本人または生計を共にする配偶者や親族のみが控除を受けることができます。地震保険は火災保険とセットで加入しますが、火災保険料部分は、地震保険料控除の対象にならないので間違えないようにしたいものです。

地震保険料控除の金額は、最高5万円。所得税であれば、年間支払保険料が5万円以下なら控除額は支払保険料と同額、支払い保険料5万円超なら控除額は5万円となります。住民税であれば、支払い保険料5万円以下なら控除額は「支払い保険料×1/2」、支払い5万円超なら2万5千円となります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。